

平成28年 第7回

仙北市農業委員会総会議事録

平成28年6月9日(木)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成28年6月9日(木)午前9時00分

2. 開催場所 西木庁舎総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (26人)

1番 高橋政敏 2番 藤村隆清

3番 野中秀人 4番 佐藤孝典

5番 平岡裕子 6番 佐藤和

7番 千葉惣永 8番 青柳良信

9番 齋藤瑠璃子 10番 佐藤二郎

11番 沢山純一 12番 門脇博美

13番 藤村紀章 14番 辻均

15番 倉橋重基 16番 大石温基

17番 佐藤善栄 18番 草薨隆

19番 山本實 20番 山手善美

21番 田村博美 22番 真崎純孝

23番 大石知 25番 藤原由悦

26番 鈴木八寿男 27番 羽川正幸

4. 欠席委員 (1名)

24番 糸井淳

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項（相続等による取得）の規定による届出について
- (2) 農地の転用事実に関する照会書について
- (3) 農地改良完了報告書について

2. 議 事

- (1) 議案第 2 4 号
農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- (2) 議案第 2 5 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について
- (3) 議案第 2 6 号
農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定
について
- (4) 議案第 2 7 号
現況非農地証明願いに対する可否決定について
- (5) 議案第 2 8 号
農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定
について
- (6) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長 伊 藤 一 彦 参 事 門 脇 益 美
係 長 榎 尾 健 主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

参 事 門 脇 益 美

8. 議事録署名員

2 2 番 真 崎 純 孝 2 3 番 大 石 知

9. 会議の概要

議 長 ただ今から平成 2 8 年第 7 回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

春の農作業なども順調に進んでいるかと思いますが、終わっていない方もおられ、今後さらに順調に進んでいってほしいと思っております。今朝もある地域では田植えが行われているように見受けられました。全国的には最近水不足などといわれているようですが、こちらも同じように思われますが、水架かりもだいたい終わっているようですので、まず問題はないのかなと思われます。

議 長 それでは、本日の総会への出席委員は 2 6 名。欠席委員は 1 名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に 2 2 番真崎純孝委員、2 3 番大石知委員兩名を指名します。会議書記には門脇参事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程 4、会務諸報告をお願いします。

伊藤局長 《会務諸報告の朗読及び説明》（9 時 6 分）

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受け
したいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。
事務局よりお願いします。

伊藤局長 報告1。農地法第3条の3第1項の規定（相続等）による届出について
です。5月11日から6月8日までに1名の方から相続したと届け出が
あり受理し通知した旨を報告致します。

樫尾係長 報告2。農地の転用事実に関する回答書につきまして法務局より3件の
照会がありました。こちらにつきましては農業委員の方々と現地確認を
しており、その結果を回答しております。1件目は西木町西明寺地区、
登記地目は田、変更後の地目は宅地になります。面積につきましては〇
〇㎡、申請者は西木町西明寺地区の〇〇さん、昭和45年9月20日か
ら宅地として利用されております。2件目は田沢湖神代地区、登記地目
は畑、変更後の地目は宅地となります。面積につきましては2筆、合計
〇〇㎡、申請者は田沢湖神代地区の〇〇さん、昭和42年月日不詳・昭
和年月日不詳から宅地として利用されております。3件目は西木町桧木
内地区、登記地目は畑、変更後の地目は原野・山林となります。面積に
つきましては3筆、合計〇〇㎡、申請者は西木町桧木内地区の〇〇さん、
昭和年月日不詳・平成年月日不詳から宅地として利用されております。

次に報告3について説明致します。農地改良届の提出がありました。届
出人は角館町白岩地区の〇〇さん。以前農地法5条の転用案件のありま
した隣接地になります。こちらは暗渠排水の新設をおこない、約20cm
の表土のかさ上げをおこなうとのこと。報告2と同様にこちらにつ
きましても地区担当農業委員と事務局で現地確認をしております。

現地確認写真を添付しておりますのでご覧ください。報告は以上になり

ます。（9時8分）

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第24号、農地法
第3条の規定に対する可否決定についてを上程します。説明をお願いし
ます。

門脇参事 議案第24号。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3
条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の
可否を求める。平成28年6月9日提出。仙北市農業委員会会長羽川正
幸。

門脇参事 内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が角館町下延地区、
田〇〇筆、畑〇〇筆、合計〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、譲渡人は角館町
下延地区の〇〇さん。譲受人は同じく下延地区の〇〇さんです。利用目
的は田。3条無償移転です。申請事由は後継者への一括贈与になります。

次に整理番号2番、農地の所在が田沢湖神代地区、田〇〇筆、面積が〇
〇㎡、譲渡人は田沢湖神代地区の〇〇さん、譲受人は田沢湖梅沢地区の
〇〇さんです。利用目的は田。3条無償移転です。申請事由は、これま
で譲受人が耕作を行っていましたが高齢であることから、これを機会に
贈与することとなります。

次に整理番号3番、農地の所在が田沢湖角館東前郷地区、畑〇〇筆、面
積が〇〇㎡、譲渡人は田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん、譲受人は同じ
く角館東前郷地区の〇〇さんです。利用目的は畑、3条無償移転になり
ます。申請事由は、耕作不便による贈与になります。

次に整理番号4番、農地の所在が田沢湖小松地区、田〇〇筆、面積が〇
〇㎡、賃貸人は田沢湖小松地区の〇〇さん、賃借人は田沢湖小松地区の〇
〇さんです。利用目的は田、3条賃貸借になります。期間は〇〇年、賃借

料は10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。申請事由は今まで耕作を行っていた方が耕作できなくなったことから、新たに賃借人へ賃借するとのことです。

整理番号5番、農地の所在が田沢湖神代地区、田〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、賃貸人は〇〇さん、賃借人は同じく田沢湖神代地区の〇〇さんです。利用目的は田、3条賃貸借になります。期間は〇〇年、賃借料は10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。申請事由はこれまで耕作していた方との賃貸借期間が満了になったことにより、新たな賃借人と契約をするとのことです。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては8番青柳委員より現地確認報告をお願いします。

8番青柳 議長 《整理番号1番について、3条調書に基づき現地確認報告》
議長 次に整理番号2番、5番につきましては1番高橋委員より現地報告をお願いします。

1番高橋 議長 《整理番号2番、5番について、3条調書に基づき現地確認報告》
議長 整理番号3番、4番につきましては6番佐藤委員より現地報告をお願いします。

6番佐藤 議長 《整理番号3番、4番について、3条調書に基づき現地確認報告》
議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 『無し』の声あり
議長 無いようですので、議案第24号については許可することにご異議ございませんか。

議長 『異議無し』の声
議長 異議無しと認めます。よって、議案第24号については許可することに

決定します。 (9時14分)

議長 次に議案第25号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

檜尾係長 それでは内容について説明します。整理番号1番、農地の所在が田沢湖神代地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、面積が〇〇㎡のうち〇〇㎡、一時転用の賃貸借案件です。貸付人は田沢湖神代地区の〇〇さん。借受人は同じく神代地区の〇〇さんです。転用理由としましては、現在の事務所について老朽化や手狭であることから新たに事務所の建築が計画されていることから、一時的に申請地を仮設事務所として利用する計画です。事業計画につきましては別添資料に記載している内容となっております。

以上説明を終わります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては、1番高橋委員より現地確認報告をお願いします。

1番高橋 議長 《整理番号1番について、現地確認報告》
議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 『無し』の声あり
議長 無いようですので、議案第25号については許可することにご異議ございませんか。

議長 『異議無し』の声
議長 異議無しと認めます。よって、議案第25号については許可することに決定します。 (9時19分)

議長 次に、議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

6番佐藤 《6番佐藤委員退室》 (9時20分)

伊藤主事 整理番号4番について説明します。農地の所在が田沢湖角館東前郷地区で登記簿現況共に田、〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、再設定の賃貸借案件です。登記名義人が亡くなっていることから推定相続人との契約となります。賃貸人は田沢湖角館東前郷地区の推定相続人〇〇さん、賃借人は同じく角館東前郷地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号4番については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号4番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《6番佐藤委員入室》(9時24分)

議長 次に議案第26号整理番号5番、6番、9番、10番、11番、12番、13番を上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

《2番藤村委員退室》(9時25分)

伊藤主事 それでは整理番号5番について説明します。農地の所在が田沢湖角館東前郷地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、再設定の賃貸借案件です。賃貸人は田沢湖角館東前郷地区の推定相続人〇〇さん、賃借人は西木町小淵野地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料につきましては、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号6番、農地の所在が田沢湖角館東前郷地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、再設定の賃貸借案件です。賃貸人は田沢湖角館東前郷地区の〇〇さん、賃借人は整理番号5番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料につきましては、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号9番、農地の所在が西木町小淵野地区、田〇〇筆、畑〇〇筆の合計〇〇筆、田〇〇㎡、畑〇〇㎡の合計〇〇㎡、再設定の賃貸借案件です。賃貸人は〇〇市〇〇町の〇〇さん、賃借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料につきましては10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号10番、農地の所在が西木町小淵野地区、田〇〇筆、合計面積が〇〇㎡、再設定の賃貸借案件です。賃貸人は西木町小淵野地区の〇〇さん、賃借人は〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号11番、農地の所在は西木町小淵野地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、再設定の賃貸借案件です。賃貸人は西木町小淵野地区の〇〇さん、賃借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料につきましては、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇俵です。

次に整理番号12番、農地の所在は西木町小淵野地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、再設定の賃貸借案件です。賃貸人は西木町西荒井地区の〇〇さん、賃借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号13番農地の所在は西木町小山田地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、再設定の賃貸借案件です。賃貸人は西木町小山田地区の推定相

続人〇〇さん、賃借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年、賃貸借料につきましては、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。こちらにつきましては登記名義人が亡くなっていることから推定相続人との契約になります。

説明は以上になります。

議長 説明がおわりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議長 暫時休憩します。(9時31分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時35分)

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり。

議長 議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号5番、6番、9番、10番、11番、12番、13番については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号4番、5番、6番、9番、10番、11番、12番、13番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

《2番藤村委員入室》(9時36分)

議長 次に整理番号4番から6番、9番から13番を除き、一括上程します。事務局より説明をお願いします。

伊藤主事 それでは説明致します。整理番号1番、農地の所在は、田沢湖生保内地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は〇〇県〇〇市にお住まいの〇〇さん、譲受人は田沢湖生保内地区の〇〇さん

です。利用目的は田、売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります

次に整理番号2番、農地の所在は西木町西明寺地区、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は西木町西明寺地区の〇〇さん、譲受人は同じく西明寺地区の〇〇さんです。利用目的は田、売買価格は10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります。

なお、新規の賃貸借案件はございません。整理番号4番から14番につきましては再設定の案件になります。契約期間の内訳としまして10年が3件、5年が7件、3年が2件。前回の契約から大きな変更があったものはありませんので説明については割愛させていただきます。

次に整理番号15番以降の農地中間管理事業の賃貸借につきまして説明致します。整理番号15番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号16番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計〇〇筆〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。畑につきましては使用貸借となっております。

次に整理番号17番、農地の所在は田沢湖生保内地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖生保内地区の〇〇さん、

賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号18番、農地の所在は田沢湖神代地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃借人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号19番、農地の所在は田沢湖神代地区、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計〇〇筆〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃借人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、畑につきましては使用貸借となります。

整理番号20番、農地の所在は田沢湖神代地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃借人は田沢湖神代地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号21番、農地の所在は西木町上桧木内地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃借人は西木町上桧木内地区の〇〇さん、賃借人は公益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号22番、農地の所在は角館町山谷川崎地区、田〇〇筆、〇〇㎡、賃貸借の案件です。賃借人は角館町山谷川崎地区の〇〇さん、賃借人は公

益社団法人秋田県農業公社、転借人は〇〇さんです。利用目的は田、期間は10年1ヶ月、賃貸借料は10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

8番青柳 田の賃借料が0円の場合でも中間管理事業で受付をするのか。

伊藤主事 田の賃借料0円はあり得るお話しですが、農地中間管理機構の担当の話ではお勧めすることはできないと説明がありました。

23番大石 整理番号21番の賃借料ですが、もしかすると固定資産税等の額より低い可能性があるが、それについて事務局から賃借人等へ説明をしているのか

伊藤主事 確かに賃借料が安く設定されております。ただこちらで受付や聞き取りをする際には、そこまで踏み込んでの聴取は行っておりません。

樫尾係長 本人がどのような考えでこの賃借料を設定したかは定かではありませんが、もしかすると年額で固定資産税が賄えると判断してこの賃借料を設定した可能性があります。

議長 他にご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号4番から6番、9番から13番を除き、異議なしと認めることにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 議案第26号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の整理番号4番から6番、9番から13番を除き、異議なしと認め、適正と判断することとします。(9時49分)

議長 次に議案第 27 号現況非農地証明願いに対する可否決定についてを上程
します。事務局より説明をお願いします。

樫尾係長 議案第 27 号現況非農地証明願いにつきまして説明致します。
整理番号 1 番、農地の所在は角館町西長野地区、畑〇〇筆、登記地目は
畑、現況地目は山林、面積は〇〇㎡、申請者は角館町西長野地区の〇〇
さんです。非農地の事由としましては昭和年月日不詳より山林化してい
るとのことです。申請者が農地中間管理機構との貸借をする手続き中に
地目が農地であることがわかりましたが、当時は降雪のため現地確認が
できなかったことから、雪解け後に申請をして頂くようお願いをしま
した。

整理番号 2 番、農地の所在は角館町山谷川崎地区、田〇〇筆〇〇㎡、畑
〇〇筆〇〇㎡、合計〇〇筆〇〇㎡、登記地目は畑、現況地目は山林、原
野、公衆用道路、申請者は角館町山谷川崎地区の〇〇さんです。非農地
の事由としまして、昭和 36 年及び昭和 45 年、昭和 60 年から山林化、
原野化、公衆用道路化しているとのことです。議案第 26 号整理番号 2
2 番の農地中間管理事業での賃貸借に絡んでの非農地証明申請になりま
す。現地確認の際の写真を資料に添付しておりますが、申請地は山林化
や原野化、公衆用道路化しております。

説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

19 番山本 《議案第 27 号整理番号 1、2 番について、現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

3 番野中 整理番号 2 番について、そのなかの 1 筆が現況公衆用道路となっており
ますが、普通であれば市などが登記や現況で変更を行っていると思われ

ます。そのへんの事情の説明をお願いします。

議長 暫時休憩します。(9 時 58 分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(10 時 2 分)

議長 他にご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 それでは議案第 27 号非農地証明願いに対する可否決定については、現
況を非農地と認め、非農地証明することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第 27 号非農地証明願いに対する可否決定に
ついては、現況を非農地と認め、非農地証明することとします。

(10 時 3 分)

議長 次に議案第 28 号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更
に対する意見決定を上程します。本議案についての説明は市農山村活性
課からお願いします。

伊藤主査 それでは議案第 28 号につきまして説明致します。

平成 28 年 4 月 1 日付け農地法の改正に伴い秋田県の農業経営基盤強化
の促進に関する基本方針が一部改正されたことにより、市の基本的な構
想についても変更を行うものです。基本的な構想と新旧対照表をあわせ
てご覧ください。主な変更点は農業生産法人と秋田県農業会議の呼称の
変更、誤字の修正となります。目標や数字についての変更はありません。
農業生産法人については、農地法改正により農地所有適格法人となりま
した。また秋田県農業会議については、一般社団法人が加えられること
になります。誤字等の修正につきましては、農協・JAといった略語であ

ったり、農業経営基盤強化促進法や施行令などの語句の付け加えなど数カ所修正しております。またこの基本構想は平成18年に策定され、その後数回にわたり変更を重ねてきましたが、その際に施行月日の記載が抜けていたりしていることから追加を行っております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ご意見質問などございませんか。

『なし』の声あり

議長 無いようですので、議案第28号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定をすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第28号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見決定をし回答することとします。

(10時8分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありましたらお願いします。議会からの報告はありませんか。

5番平岡 <6月定例議会予定・贈収賄事件の経過について・新庁舎建築等 他>

議長 共済からの報告はありますか。

10番佐藤 <4月大風による園芸施設等の被害状況について>

議長 土地改良区からの報告はありますか。

16番大石 <土地改良区の事業功労者表彰について・改良区統合について>

議長 農協からの報告はありますか。

18番草薨 とくにありません。

議長 暫時休憩します。(10時16分)

議長 休憩以前にさかのぼり、議事を再開します。(10時33分)

議長 次に、協議事項・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

伊藤局長 <協議事項>

平成29年度農林関係税制改正に関する要望について

伊藤主事 農地中間管理事業に関する交付金額の変更について

伊藤局長 <連絡事項 今後の日程>

6月24日(金)農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」9時～)

7月8日(金)第8回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」9時～)

議長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉会)

議長 以上をもちまして平成28年第7回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時56分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成28年 月 日

議長

署名員 22番

署名員 23番